

業務再点検結果報告

部署名	地域第十課(土別)
部署の業務内容	水田・畑作経営安定対策の推進、米の生産調整・備蓄など食糧の安定供給、JAS法・牛トレ法に基づく指導監督等の食の安全安心の確保等

1. 基本的視点に関する点検

	項目	対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	各種対応マニュアルや所内研修により、調査等における相手に対しての丁寧な説明、迅速な対応、来庁者への挨拶、電話対応など丁寧な対応を行っている。 農業経営基盤強化準備金について、申請時の生産者との対応の中で、十分な理解が得られていないことがわかったことから、ポイントを絞った説明、質疑時間を増やすなど説明会を改善する。 地域課業務の評価については、直接的な評価を受けていないことから、今後、どのように評価を得ていくか検討を進める。
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	各種対策や政策について、関係団体等へ出向いて周知・説明をおこなっている。また、政策の決定前に行われる、説明会や、意見交換会への参加や意見・要望の募集への参加の働きかけをしている。 また、食品表示や水田・畑作経営所得安定対策等の説明会での意見交換や関係団体への説明時に出された意見等については、本所に報告している。 しかし、特定の機関からの意見聴取にとどまっていることが多く、幅広く意見聴取を行い政策に反映できるような地域課段階の取り組みを検討する。 また、地域課段階での取り組みに対する評価を受ける方法等を検討する。
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	水田・畑作経営所得安定対策業務、食品表示監視業務、牛トレサビリティ業務、米政策関係業務、農産物検査登録機関への指導・監督業務等 食品表監視業務では、消費者は詳細な情報の表示を求めているが業界は経費の面も含め今以上の表示項目を増やすことに難色を示すなど一致しない面がある。消費者と業者との意識の差を認識しながら業務の遂行を行っているが、さらに認識を高めていくようにする。
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

2.食の安全業務についての点検

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ MA米の販売前カビ・カビ毒チェック、JAS法に基づく食品表示監視・指導業務、牛トレーサビリティ業務、農畜水産物安全対策業務(残留農薬、有害物質、飼肥料調査)、農産物検査関係業務
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○ 牛トレーサビリティ業務を担当。また、消費・安全関係の各種マニュアル等の改正が行われた。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○ 本所で検証が行われ、立入手法等のマニュアルの見直しが行われ、会議・研修会等で周知・徹底がされている。
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われていると言えるか(産業振興サイドに偏っていないと言えるか)。	○ 安全関係の業務は、国民の健康を守ることを目的にしているものであり、その意識をもって業務を行っているが、産業振興サイドに偏りがちになる可能性もあるので、さらに意識を高めていく。
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○ 農畜水産物安全対策業務(残留農薬、有害物質、飼肥料調査)、牛トレーサビリティ業務、食品表示監視・指導業務、MA米販売前カビ・カビ毒チェックなど健康への悪影響発生の未然防止の観点から業務が行われている。さらに意識の向上を図り業務を行っていく。
食の安全業務についての点検(つづき)	業務の見直し(つづき)	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか(根拠のない判断をしていないか)。	○ サンプルの専門機関での分析が行われるなど、定められた法的基準や根拠、知見にもとづき業務を行っている。
		⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○ 食品表示監視・指導業務、牛トレーサビリティ(流通)などの業務が、川下への影響を防ぐ観点で行われている。また、食品表示調査や牛トレーサビリティのDNA鑑定など科学的知見や証拠に基づいて調査・確認が行われている。今後も、根拠に基づいた業務を行うように徹底していく。
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
	⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	総務関係業務について、直接的には関わっていないものの、予算等に関わることから、食の安全に影響を及ぼさない業務はないと考える。

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	